

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第50号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成5年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第4条 略</p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第4条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場を利用する者の申請により、既納の駐車場を回数券又は定期券により利用する場合の使用料を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 回数券により利用する場合であって、第9条の規定により駐車場の全部の供用を引き続き1月以上休止したとき（知事が必要と認める場合に限る。）。</u></p> <p><u>(2) 定期券の有効期間内に第9条の規定により駐車場の全部の供用を休止した場合（駐車場を利用する者が、定期券により利用する場合の使用料を納付した日以前に、当該供用の休止を知り得た場合を除く。）</u></p> <p><u>(3) 定期券の有効期間内に当該定期券に記載している自動車について抹消登録をした場合</u></p> <p><u>(4) 前2号に掲げるもののほか、定期券により利用する場合の使用料を還付することがやむを得ないと知事が認める事由が生じた場合</u></p> <p><u>2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に該当する場合 次のア又はイに掲げる回数券の種類の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 100円券（11枚）、100円券（60枚）又は100円券（100枚） 当該回数券により利用する場合の使用料の額に、前項の申請時に残存する回数券の枚数を100円券（11枚）にあつては11枚、100円券（60枚）にあつては60枚、100円券（100枚）にあつては100枚で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨</u></p>	<p>(使用料) 第4条 略</p>

てた額)

イ 6,000円券又は1万円券 当該回数券により利用する場合の使用料の額に、前項の申請時に使用することができる回数券の金額を6,000円券にあつては6,000円、1万円券にあつては1万円で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 前項第2号に該当する場合 当該定期券により利用する場合の使用料の額に、当該定期券の有効期間のうち駐車場の全部の供用を休止した期間の日数を当該定期券の有効期間の日数で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(3) 前項第3号又は第4号に該当する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 残存期間（定期券の有効期間のうち、前項第3号に該当する場合にあつては当該抹消登録をした日以後の期間、同項第4号に該当する場合にあつては当該事由が生じた日以後の期間をいう。以下同じ。）が1月以上2月未満の場合 当該定期券により利用する場合の使用料の額から当該定期券と同一の利用区分の1台につき1月の使用料の額に2を乗じて得た額を減じて得た額

イ 残存期間が2月以上の場合 当該定期券により利用する場合の使用料の額から当該定期券と同一の利用区分の1台につき1月の使用料の額を減じて得た額

(駐車期間の制限)

第5条 略

(駐車期間の制限)

第5条 略

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。